## 令和2年度第1回岩手県文化財保護審議会議事録(審議)

(**熊谷**) 次第5の審議に入ります。本日、教育長から「岩手県指定文化財」として諮問された案件は1件です。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、説明いたします。

皆様のお手元にお配りしております審議資料によりご提案申し上げます。審議資料 12 ページの資料 2-1 をご覧ください。

「有形文化財(建造物)の指定」として、旧紫波郡役所庁舎(きゅうしわぐんやくしょちょうしゃ)についてご説明申し上げます。

旧紫波郡役所庁舎(以下、郡庁舎とも称す)は、建築の経緯、設計者、施工者、工事の 内容などについては史資料に欠き詳らかでないが、岩手県の郡制施行後の明治 31 年

(1898) 3月に建設されたと考えられている。大正12年(1923)3月の郡制廃止後は、県の出入機関的な機能を担い、大正15年6月の県内各所の郡役所閉鎖に伴い、郡役所としての業務を停止している。

昭和2年(1927)になると県は日詰町に建物を無償で貸し付け、日詰町は同町の公会堂として郡庁舎を使用したという(昭和4年頃に至り、県は郡庁舎を日詰町に払い下げている)。その後第二次世界大戦終戦まで郡農業会紫波支部、県生産農業連合会支部などといった農業関係の事務所として使用され、終戦後は県教職員組合紫波支部、紫波農業改良普及所などの公共出先機関の事務所として使用された。

昭和30年(1955)4月の町村合併で紫波町が誕生すると、建物は町役場庁舎として使用され、昭和38年2月の新役場庁舎竣工を機に、庁舎の第一会議室、同第二会議室のほか、町職業訓練協会ならびに紫波高等職業訓練校、町社会福祉協議会の事務所として使用されるようになった。

平成27年(2015)に現在の役場庁舎建設が完成すると、町は役場機能のすべてを同庁舎に移転し、郡庁舎は役所としての建物機能を終了し今日に至っている。

旧紫波郡役所庁舎は木造、2 階建、寄棟造、鉄板葺屋根の建築で、正面をほぼ西向きとし、中央位置に切妻屋根の玄関ポーチを、背面に流し場および便所を張り出している。このうち背面の張り出し部はごく新しい部材で構成されており、近年の改装によるものであることが明白である。

玄関を入るとホールが背面まで貫いており、ホール北側は第5会議室、南側は西から縦覧室、階段室、廊下を配置し、階段室下は倉庫としている。2階は北寄りに大会議室を配置し、南西隅の一室を職員室としている。

正面および両側面は 1,2 階とも上げ下げ窓を並列に配置し、背面は 1,2 階とも南半の範囲に正側面同様の上げ下げ窓を並べている。外部壁面はペンキ塗装を施した下見板張りで、

1,2 階境に鉄板葺の見切りを設けている。小屋組はキングポストトラス組を基盤として寄棟 屋根を形成し、全面瓦棒形式の鉄板葺としている。

内部の壁は間仕切り壁とも木摺り下地の土壁を基本とし、当初は白漆喰塗仕上げ、後世に 黄大津壁仕上げないし白色塗装などで塗り替えている箇所がある。階段下倉庫内の壁以外 はペンキ塗装を施した竪板張りの腰板壁を巡らせ、要所に出入り口などを設けている。各扉 はガラス入りの片開き形式の木製建具を基本とし、窓は下方を上げ下げ窓、上方欄間は内倒 し窓とし、それぞれガラス入りの木製建具としている。なお、2階大会議室南面壁の両面お よび職員室三方の腰板壁上方は、化粧石膏ボード張りなどの改装を行っている。

各室の天井は階段室上方天井と 1 階背面廊下の天井が棹縁天井で、その他は後世施工の石膏ボード張り天井。この石膏ボード張り天井の上部に、当初の天井が遺存し、大会議室には基盤を六角形とした角型ドーム状の笠を有する照明器具が残っている。各室の床は後世施工の床材によっている箇所が多く、現状床面下層に当初の床が遺存しているようである。

玄関ポーチは四隅に方形断面の柱を立て、正面両柱上に端部繰形付の繋梁を渡し、同繋上に軒桁を組んで切妻屋根を受けている。天井は格縁天井で、格間の天井板は全体を市松模様状に見せる小割板張りとしている。以上の木部構成材は全面ペンキ塗装を施している。屋根は瓦棒形式の鉄板葺である。

以上、建物の構造形式の概要を記した。わが国では、幕末から明治初期にかけて洋風とも和風とも言い難い建築が国内各地に建設され、これらの建築は一般に擬洋風建築と呼称されている。このうちコロニアルスタイルの建築が見られる。コロニアルスタイルの建築は「ヴェランダ・コロニアル」「下見板コロニアル」「木骨石造」といった3種の形式に分類されるが、旧紫波郡役所庁舎の本屋は、簡素ながらゴシックの細部を取り入れた下見板コロニアル形式の擬洋風建築と言える。

擬洋風建築は用語が示すように、日本の伝統的な意匠である和風の意匠と西洋の意匠と が混在する。本屋は主として洋風意匠を、玄関ポーチは和風意匠を取り入れている点が、本 建築の意匠上の特徴となっている。それぞれの意匠を見せている箇所を以下列記する。

## [洋風意匠]

- ① 本屋2階の窓外部竪枠を簡易な柱頭飾りを用いたゴチック様式柱に見立て、ペディメントを乗せた上げ下げ窓としている点。
- ② 1階および2階の窓枠と扉枠をモールディング(繰形)としている点。
- ③ 階段室中段付近に位置する垂壁受框下の持送り意匠。
- ④ 階段室 2 階部分の親柱付手摺意匠 (親柱上部に見られる蛇腹状繰形と基盤方形の角型 ドーム造形等)。
- ⑤ 基盤を六角形とした角型ドーム状の笠を持つ2階大会議室の照明器具。
- ⑥ 玄関ポーチ正面破風板拝懸魚 (アカンサス模様の彫刻造形)。

などがある。

## [和風意匠]

- ① 本屋の階段室および背面廊下の棹縁天井。
- ② 玄関ポーチ正面破風板尻の渦巻絵様と、妻梁端部の繰形付木鼻および同木鼻見付の渦巻絵様。
- ③ 玄関ポーチ正面の妻構造(虹梁東形式)。
- ④ 玄関ポーチの格縁天井。
- ⑤ 玄関ポーチの菱組格子欄間と、同欄間下の持送り羽目板(蔓草模様の透かし彫り)。 などがある。

また、本屋小屋組をキングポストトラスとしている点は、2階大会議室に独立柱を立てることなく大スパンの室空間を確保する企図から採用した構法で注目される。

以上のように、旧紫波郡役所庁舎は比較的簡素な様相を持つ下見板コロニアル形式の擬 洋風建築であり、本屋の造形意匠を洋風主体とし、玄関ポーチは本屋とは対照的に和風意匠 を積極的に採用した意匠上の特徴を持つ。なかでも小屋組を本格的なキングポストトラス 構造としている点は注目に値する。

旧紫波郡役所庁舎は数度の改装と改修を受けながら、建築としての骨格とこれを構成する諸材料の多くを今日まで維持している建築と言える。明治初年前後から国内の各地に建てられた擬洋風建築の一事例として貴重であるとともに、岩手県内に建設された郡役所庁舎のうち唯一現存する建築として、建築史学的価値や歴史的価値、さらには岩手県内の郡行政機能を担った建築として価値が認められ、将来に渡り保存維持する必要がある建造物である。

## 【岩手県文化財指定基準】

第1 有形文化財指定基準 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

このうち、(3)、(4)に該当するものとして諮問いたします。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

(**熊谷**) ただいま、事務局から諮問に関する1件の提案がありました。なお、審議についてですが、本来であれば調査を行った委員が説明するところでございますが、本日、調査を行った窪寺委員が欠席でございます。 資料 16 ページ以下に、委員による調査報告書が添付さ

れておりますが、事務局担当者からパワーポイントで追加説明を行い、その後に質疑を行い たいと思います。それではお願いします。

(事務局)では、これから旧紫波郡役所庁舎について説明します。この建築は紫波町の 所有で、明治31年の建築と考えられています。

この郡役所庁舎については、建設に関する確かな史資料が不足しているため、建設経緯などは不詳ですが、これまで明治31年に建設された建築であると考えられています。

建築後は大正 12 年 3 月の郡制廃止により役所としての機能はなくなり、県の出入機関的な機能を持つようになりました。

その後も建物機能は変化し、戦前は県農業関係組織の事務所として、戦後は県教育関係機関などの事務所として使用され、平成27年の紫波町庁舎完成をもって、郡役所の役場としての機能が終わり、今日に至っています。

郡役所正面の写真です。正面は西向きで、瀟洒な外観を見せています。建物の特徴については後ほど説明しますが、外壁が下見板という部材で形成されている点に注目してください。

1階の平面図です。正面玄関を入ると、ホールが背面まで伸びていて、ホールの左側に第5会議室、右側に正面から縦覧室、階段室、背面廊下が配置され、階段室の下は倉庫となっています。

背面に張り出している流し場と便所は、ごく近年に構えられたもので、今回県指定の対象範囲外と考えています。

2階の平面図です。北側に位置する大会議室は元の議場で、2階床面積の3分の2以上を 占めています。南西隅の1室は職員室として使用されていました。

では、旧紫波郡役所調査の建築的、意匠的特徴をあげていきます。郡庁舎は近代黎明期における新規的建築の一つであり、和風的要素と洋風的要素が混在しています。このような建築は、擬洋風建築と呼ばれています。擬洋風建築の形式として「コロニアルスタイル」と分類されるものがありますが、郡役所はそのうちの「下見板コロニアル」形式に該当します。

擬洋風建築は「和風」と「洋風」との意匠が混在する建築様式であることをさきほど述べましたが、まず洋風意匠について順次紹介します。

これは2階外観の窓廻りの写真で、窓の竪枠に「柱頭飾り」を施してゴチック様式の柱に見立てています。さらに窓上部に三角形のペディメントと呼ぶ造形を見せています。簡素ながらゴチック建築の要素を採り入れており、この建築の見どころの一つとなっています。左から第5会議室の扉、同じく第5会議室の窓、2階職員室の窓です。扉と中の写真の窓廻りの意匠は、各室共通です。これら1,2階の窓枠と扉枠は「モールディング」を使用して造形しています。

階段室の中段付近に「垂れ壁」がありますが、この下端にゴチック建築に見られるような「持送り」を付けています。まさに西洋風の意匠です。

階段室2階部分の手摺は独特の意匠をしています。注目できるのは手摺左端の「親柱」で、頂部の「首」を蛇腹状の繰形を付け、上端は基盤を方形とした角型ドーム状の造形を施しています。他に類例の少ない造形ではないかと思われます。

各室の天井は戦後に改装されていますが、それぞれ当初の天井が残っており、2階の大会 議室には写真で分かるように、木製の素晴らしい照明器具が残っています。基盤を六角形 にした角型ドーム状の笠となっています。

これは玄関ポーチ正面の破風板拝み部分の「懸魚」と呼ばれる部材で、アカンサス意匠の彫刻を懸魚の板に釘止めしています。懸魚自体は寺社建築などに見られる形をしていますが、アカンサス意匠を用いている点に時代性が現れていると言えます。

つぎに和風意匠が見られる箇所を紹介していきます。本屋の階段室と背面廊下の天井 は、「格縁天井」の形式としています。他室の当初の天井形式は今回天井裏に入ることが 出来ていませんので不明です。

玄関ポーチ正面の破風板と正面妻梁に見られる和風意匠です。寺社建築に良く見られる「渦巻」状の絵様を彫り込んでいます。

正面ポーチの妻破風形式は「虹梁束形式」としています。この形式も日本の伝統建築に用いられて来た構造形式です。

玄関ポーチの天井を寺社建築などに古くから用いられてきた「格縁天井」としています。

玄関ポーチ正面の欄間は「菱組格子」を用いた欄間とし、この欄間の下に設けている 「方杖型」の持送りの羽目板には、透かし彫りで「蔓唐草模様」を表わしています。いず れも和風の意匠と言えます。

なお、各委員のお手元にあります「諮問物件調書」と「指定文化財調査報告書」では右 写真の部材を単に「持送り」と表記していますが、恐縮ですが、「持送り」を「方杖型持 送り」と修正してください。

よろしくお願いいたします。

構造面での特色として、小屋組に「本格的なキングポストトラス」を使用している点を 挙げることが出来ます。なぜこの点が特色なのかというと、擬洋風建築、それも下見板コ ロニアルタイプの建築は、伝統的な大工が設計施工しているものが多いのですが、その場 合はスライド右の図版に示したような「和小屋構造」の小屋組が多いことが分かっていま す。

郡役所の場合は、施工年代が明治後半ですので、建築年代が比較的遅い擬洋風建築と言えます。大工が設計施工した擬洋風建築で見られる場合のキングポストトラスは、構法の面からみると簡易な部材により構成されているものが多いです。

本格的なキングポストトラス、つまり構造上堅牢な部材によるんキングポストトラスが、いつ頃から全国的に普及しているのかどうか、この点は判然としませんが、本格的なキングポストトラスを小屋組構造を用いている点を、この建築の特色の一つとして挙げました。この点を考えますと、この建築の設計は単なる大工ではなく、建築家、たとえば県などの営繕技師などによっている可能性も考えられるのではないかと想像しています。あくまでも想像です。

キングポストトラスは、大会議室内に独立柱を立てないことを企図して採用された小屋 構造であると考えられます。

これまで見て来ました郡役所庁舎の特徴は三つに纏められます。

一つ目は、比較的簡素な様相を持つ下見板コロニアル形式の擬洋風建築で、主として 2 階外観にゴシック意匠を見せているという点です。

二つ目は、意匠設計において、本屋は洋風意匠を主体とし、玄関ポーチは対照的に和風 意匠で纏めている点です。

三つ目は、小屋組構造に本格的なキングポストトラスを採用している点です。

以上の三点が、この建築の建築的、意匠的特徴と言えるでしょう。

建築の姿として、県内に建設された郡役所の古写真をあげています。いずれの写真も文献1「旧紫波郡役所庁舎 建造物状況調査報告書」から転載しました。

このうち紫波郡役所庁舎と最も似ているものは「東磐井郡役所」の庁舎で、二階の窓廻りの意匠、玄関ポーチ正面の菱組格子欄間、その下の方杖型持送りの羽目板に見られる模様など、ほぼ同様の形状を見せていることが把握できます。

稗貫郡役所庁舎も似ていますが、玄関ポーチの様相が異なっているのではないかと思われます。紫波と東磐井の郡役所庁舎は、同一人物の設計である可能性があるのかも知れません。

いずれにしても、紫波郡役所庁舎も含め、県内郡役所庁舎が誰によって設計されているかを究明することは、今後の研究課題であると言えるでしょう。

つぎに歴史的建造物としての視点から、この建築の保存状態について述べます。建築後の 改修と改装の内容について一つ一つ述べると時間が長くなりますのでここでは割愛いたし ます。この点については「指定文化財調査報告書」の「所見」のところに詳述しています ので、恐縮ですが後ほど目を通していただきたく思います。

前に述べましたように、この建築は時代が進む中で、建物使用の内容が変化しています。この変化に伴い、過去に改修、改装が行なわれて現在に至っています。

これらのことを踏まえて「現在の保存状態」を評価する必要が当然あるでしょう。以下 述べるように、現在の保存状態を評価しました。

スライドに書いてある文面を読み上げます。

建物の位置と正面の向きが変わっていること以外は、本建築の機能、使用方法の変化に 由来するものであり、本建築の歴史的変遷を明示するものと解釈できる。度重なる改修・ 改装を受けながらも、本建築は当初材および中古材を良く残しおり、建築史学の側面から 見て評価し得る。歴史的建造物の文化財的価値は「もの」自体の保存度合により評価が分 かれるが、上記したように、本建築は当初材および中古材を良く残しおり、本建築の保存 状態は健全であると言える。と評価しました。

これが最後のスライドで「歴史的建造物としての位置付け・評価」を読み上げます。 以上で、窪寺委員に代わり旧紫波郡役所庁舎の指定に向けた補足説明を終えます。

(**熊谷**) ありがとうございました。ただいまの「旧紫波郡役所庁舎」について、窪寺委員に 作成していただきましたパワーポイント資料をご覧いただきました。指定理由にもありま すように、旧部材が生き残っていること、それから建築学的にも重要であること、役所庁舎 としての現存例は岩手県ではこれだけになるということからしますと、近代中央行政にお ける郡制を直接証明するような文化財として重要でなないかと思われます。

ご質問等ございますでしょうか。

(小岩弘) 30 年ほど前は、紫波町役場で文化財担当職員をしておりましたので庁舎のことは良く覚えているのですが、当時は物置として使用されておりました。写真を拝見したところ、内部がこんなに良く残っているとは思っておりませんでした。逆に当時は外壁などの外側はもっときれいだったと思います。写真で気の毒になるくらい塗装が剥げ落ちているのを見ると年月を感じます。そのような中、郡役所について、いま建築学的な価値を説明された訳ですが、歴史的価値ということからしますと、郡という単位自体が平安時代以来のものであります。それがいま、市町村合併が進み消えようとしています。紫波郡という郡があったわけですけれども実際に、都南村が盛岡市に併合になりまして、矢巾と紫波だけになっています。磐井郡に至っては、西磐井、東磐井があったわけですが、今や磐井郡を名乗れるのは平泉町だけになっています。今後合併が進んでいけば、郡そのものが消えていくのかも知れません。そのような中で、確かにそういうもの(郡)があったのだという物的価値として、これは非常に大きなものではないかと思います。是非、指定して保存していただきたいと思います。

(熊谷) ありがとうございます。これは、当初の場所からは動いているのですよね。 (事務局) 敷地内で曳家をされていますので、当初の位置からは場所が変わっています。 (熊谷) 基礎の部分ですね。建築の部分については説明がありましたけれども、基礎の部分 は移転したところにまた設定したということですね。金ヶ崎町の軍馬については、基礎に独 特の意匠があったりするのですが、この紫波のものは基礎については特にそういったもの は無いということですね。

(中嶋) 表面の風化はすごいなあ、と思いつつ、内部はきれいに残っていて感心しました。

ところで、これを残すことによって何か活用とか一般公開ですとか、そのような人が中に入るという前提は可能な状況であるかどうか、教えていただけますか。

(紫波町 (オブザーバー)) 現在、この郡役所の隣に紫波町役場の旧庁舎が建っていたのですが、この解体工事が進んでおりまして解体後は更地になる予定です。更地となった後は民間活用を進めておりまして、「ひづめゆ」という入浴施設が建設される予定です。こうした民間施設の隣にランドマークのような形で立つようなイメージになりまして、人がたくさん集まる場所になるだろうと思われます。そのような人に対応できるような活用の方策を町として現在検討中であります。ご指摘のありましたように、様々なところが痛んでいる状況でもありますので、耐震なども含め、適切に修理を行った上で活用を図りたいと考えています。

(熊谷) 国道4号線に近接しており、立地としてはすばらしいと思いますし、近くにある国 指定重要文化財の「平井家住宅」ともあわせて、文化財の活用を図っていただければと思い ます。

(平塚) 21 ページの 3 つ目のパラグラフあたりで、複数回の改装と改修を経て・・・・、とあります。このことについて、度々の改装や改修を含めて歴史的建築的価値を有するということなのでしょうか。34 ページの写真が象徴的なのですが、後世の天井をめくれば当初の天井と照明飾りが見える。本来の姿に戻してこそ価値があるというように読めば良いのか、それともそういう後世の改修も含めて現状保存することに価値があるのか、という意味で、どこまで後々手を加えるつもりなのか、ということを知りたい。

(熊谷) 実質的に指定文化財となったときに、現状保存を前提とするのか、旧状を復元するのか、これは文化財保護法改正により歴史的建造物の復元等についても弾力的な対応ができるようにはなってきたところなのですが、ただ今回ここでは、文化財として指定することによって、平塚委員がおっしゃったような、建造物としての歴史的経緯がわかる資料としての機能も持たせるということ、それもやはり重要だろうとは思います。そのあたりも検討の素材にしていくということを、ただいまのご発言で確認できたのではないかと思いますので、事務局の方は、修復等の計画の中で歴史的経緯がわかるような復元をしていくということで、意見として地元のほうにお伝えいただくということでいかがでしょうか。

(平塚) わかりました。要するに、様々なやり方でやるということですね。

(高田) 私もまったく同じ質問を考えていました。調書を読ませていただいて、郡役所としての機能、価値があるからということでしたが、写真などを見るといろいろな形で使用され

てきたのですよね。そういうところにも、ある意味価値は存在するわけで、これまでの経緯を含めて文化財としての価値があるということを認識しておく必要があると思います。例えば、民家などを指定すると、冬など普通は寒くてとても住めない。そこで、内壁をベニヤ張りにするのですが、指定するとなるとこのような後付けのものは全て取っ払ってもとの状態にしてから指定するというのが一般的なのですが、今回のように公の建物の場合には、それだけではないということを示す意味でも重要ではないかと思います。

(熊谷) ひとつの蓄積、年輪を示す文化財でもあるのだということですね。

(兼平) 是非、指定して保護していただきたいと思います。郡役所が県に唯一ということですから。あとは、どうやって活用していくのか、ということになりますが、紫波町の会議では公文書館ではないけれども、歴史的な文書などを保管しておく場所として使用するのも良いのではないかと言ったこともあります。いずれ、活用について十分検討していただければと思います。

(高橋あ)工芸的な部分から言いますと、興味深いパーツがいろいろと見えまして、例えば27ページの図19、20などは、いつのものかは分からないですが、棚の支え金具、三画の金具が見えていますけれども、これはもちろん現代のものではないですよね。それからドアノブが琺瑯製であったりして、このような古いパーツも重要だと思います。従って修理を加えるときには、そのまま使うのか取り外して保管しておくのかも考える必要があります。大切に使ってもらいたい。活用については、私はCaféなんかもいいなと思います。

(熊谷) ありがとうございます。活用も含めて考えてもらいたいということです。さきほどから時代の蓄積ということが話題となっていますが、例えば「第5会議室」などは、どうして第5なのか、第1はどこにあるのか、などということも時代を考えるうえでのヒントになっているのではないかと思います。是非、歴史的経緯も含めた活用方策の検討をお願いしたいと思います。

(熊谷) それでは、審議のほうはこれで閉じさせていただき、評決に移りたいと思います。 本日諮問がありました旧紫波郡役所庁舎の指定について、原案のとおり岩手県指定文化財 として指定することとして答申することに異議ございませんか。【異議無し】 異議なし、ということですので本案件については、指定として答申させていただきます。

(**熊谷**) その他、になりますが、皆さんから何かございますか。【特に無し】 それでは本日予定されていた議事を終了します。進行に御協力いただきましてありがとう ございました。